

# 北本市市民参画推進条例施行規則

平成24年10月5日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市市民参画推進条例（平成24年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模な市の施設の整備)

第2条 条例第6条第4号に規定する大規模な市の施設の整備は、総事業費が5億円以上のものとする。

(市民参画の実施に係る公表)

第3条 条例第7条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画を求めずに対象施策を実施した理由の公表)

第4条 条例第8条第2項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(市民参画手続の周知)

第5条 条例第9条の規定による周知は、ホームページへの掲載及び市民参画の手続の実施について（様式第1号）による市政情報コーナー掲示板への掲示による方法により行うものとする。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第6条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(市民施策提案制度の提案の方法)

第7条 条例第11条第1項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 北本市市民施策提案書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（市民施策提案制度に係る決定）

第8条 条例第11条第3項の規定による決定は、提案のあった日から起算して90日以内に行うものとする。

（市民施策提案制度に係る通知）

第9条 条例第11条第4項の規定による通知は、北本市市民施策提案採択・不採択決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（市民施策提案制度に係る公表）

第10条 条例第11条第4項の規定による公表は、ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	
市民参画の手続 の実施時期	
市民参画を求める 方法	
対象施策が定め られるまでの手順	
担 当 課 名	
特 記 事 項	

様式第2号（第7条関係）

（表）

※受理番号	
-------	--

北本市市民施策提案書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
提案代表者 氏 名  
電話番号

北本市市民参画推進条例11条第1項の規定により、次のとおり提案  
します。

施策の名称
施策の内容（具体的に記入）

備考 ※印欄は、記入しないでください。

(裏)

提案の目的（必要性）

実現に向けた手法・手段

事業を実施するための費用

事業を実施して見込める効果

提案に至るまでの経緯

添付資料 提案する条例又は計画の案等

別紙

北本市市民施策提案者名簿

年 月 日

1 施策の名称：

2 提案者

	氏 名	住 所	生 年 月 日	北本市との 関わり※1	備 考 ※ 2
1				1 2 3	
2				1 2 3	
3				1 2 3	
4				1 2 3	
5				1 2 3	
6				1 2 3	
7				1 2 3	
8				1 2 3	
9				1 2 3	
10				1 2 3	

※1 市外に住所を有する方のみ次に掲げる番号のうち、該当するものを○で囲んでください。

- 1 市内で働いている。
- 2 市内で学んでいる。
- 3 市内で事業活動を行っている。

※2 市外に住所を有する方のみ勤務先、学校名、事業所名を記載してください。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

北本市長



北本市市民施策提案採択・不採択決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市民施策提案について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

施策の名称	
-------	--

1 採択

2 不採択

理由：